

新座市地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新座市地域自立支援協議会条例（平成 2 6 年新座市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する新座市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会を円滑に運営するため、運営委員会及び専門部会を置く。

2 協議会の事務局は、総合福祉部障がい者福祉課に置く。

(運営委員会)

第 3 条 協議会は、協議会の議題の調整及び専門部会間の調整を行う運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）、副会長及び専門部会の代表で構成する。ただし、協議会の委員に限る。

3 運営委員会は、事務局が招集する。

(専門部会)

第 4 条 会長は、条例第 2 条の事務を行うに当たり必要があると認めるときは、協議会に諮って、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員から会長が任命した者のほか、その課題に関連すると協議会が認める関係機関の職員で構成する。

3 専門部会は、その代表として部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。ただし、部会長においては、協議会の委員に限る。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 専門部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、専門部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

6 専門部会は、部会長が招集する。

(秘密の保持)

第 5 条 協議会の委員及び専門部会の参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 1 月 1 1 日から実施する。